
プロジェクト 適用後レビューの計画の策定

項目 本日の審議事項

経 緯

1. 当委員会が開発する会計基準のデュー・プロセスは、公益財団法人財務会計基準機構の理事会が定める「企業会計基準及び修正国際基準の開発に係る適正手続に関する規則」に規定されており、適用後レビューの実施が定められている。
2. 当委員会は、適用後レビューの計画を策定するにあたって、幅広い市場関係者から、適用後レビューの目的に関連する以下の懸念点の有無を把握することを目的として、2017 年 1 月 12 日に、「企業会計基準等に関する適用後レビューの計画策定についての意見の募集」（以下「意見募集文書」という。）を公表した。
3. その後、意見募集文書に寄せられたコメントへの対応を、2017 年 6 月 22 日に、「適用後レビューの計画策定に係る意見募集文書に寄せられたコメントへの対応の取りまとめ」として公表し、開示に関する適用後レビューを実施する方向性で、詳細な計画を策定する予定であるとしていた。

本日の審議事項

4. 本日は、適正手続監督委員会に提出する以下の文書についてご審議頂きたい。

(1) 「開示に関する適用後レビューの実施計画」（審議事項(7)-2)

以 上